

平成31年2月20日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成31年3月15日（金）午後1時開議

第1 議案並びに陳情の総括審議

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成31年3月15日（金）午後1時00分 開議

○議長（三橋弘明君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（三橋弘明君） ここで報告します。

まず、3月1日の本会議で設置されました予算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に山田広宣君、副委員長に岡沢与志隆君をそれぞれ選出しました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、本日、市長からお手元に配付のとおり、地方自治法第180条第2項の規定により、市長において専決処分することができる事項として、指定した損害賠償額の決定並びに和解に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（三橋弘明君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに陳情の総括審議

○議長（三橋弘明君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、予算審査特別委員会委員長 山田広宣君から報告を求めます。

（予算審査特別委員会委員長 山田広宣君登壇）

○予算審査特別委員会委員長（山田広宣君） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る3月1日の本会議において付託されました議案第4号「平成31年度茂原市一般会計予算」について、3月5日及び6日の両日、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告申し上げます。

本市の財政状況は、歳入においては、給与所得の減、税制改正の影響による個人市民税の減、償却資産に係る固定資産税の減により市税の減収が見込まれます。

一方、歳出においては、扶助費や公債費等の義務的経費が引き続き大きな割合を占める中、（仮称）茂原長柄スマートインターチェンジの整備、茂原駅前通り地区土地区画整理事業、内水対策関連事業等の継続事業に加え、新学校給食共同調理場の整備、富士見中学校大規模改造工事等の普通建設事業費の増加が見込まれます。

さらに、新市民会館の建設や地方創生の実現に向けた妊娠、出産、子育て支援施策の充実、公共施設の老朽化対策など、将来を見据えた施策のほか、長生郡市広域市町村圏組合への財政負担もあり、引き続き厳しい財政状況にあります。

このことから、予算編成に当たっては、第6次3か年実施計画、行財政改革大綱第7次実施計画及び茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図るとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという財政運営の基本理念のもと、各事業の緊急性なども考慮し、事業の選択と集中により限られた財源の効率的な配分に努めたとしております。

その結果、平成31年度一般会計予算は、歳入歳出の総額を300億5139万5000円とし、対前年度比11億239万5000円、3.8%の増となっております。

本委員会では、平成31年度予算が非常に厳しい財政状況の中、第6次3か年実施計画、行財政改革大綱第7次実施計画及び茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を基本とし編成されたことは十分認識しながらも、市長の施政方針や市民からの多種多様な要望に対して的確に対応しているか、また、財源の確保、健全財政の堅持に努力されているかなど、細部にわたり慎重に審査を行った次第であります。

これらの視点に立って、市長に対する総括質疑では、「平成31年度予算編成に当たり、選択・集中した主要な事業は何か」との質疑に対し、「本予算案では、住民サービスの低下にならないもの、緊急性のないものについては極力予算額を抑えたところである。主要な事業としては、公共施設の統廃合を目的とした富士見中学校大規模改造工事に係る中学校施設整備事業、公共施設長寿命化対策、安全・安心なまちづくりを推進するため、長清水水門ゲートポンプ設備工事に係る内水対策関連事業及び早野排水機場に係る河川改修事業について重点的に予算を配分した」との答弁がありました。

次に、「道の駅関連の予算が計上されていない理由は」との質疑に対し、「事業の選択と集中により、平成31年度は、学校施設整備事業、また、内水対策や河川改修などの安全・安心に係る事業に予算を重点的に配分した。道の駅については、地域の活性化に有効な施設であると認識していることから、設置検討委員会からの意見等を参考に、庁内委員による協議、検討を進めていく」との答弁がありました。

次に、「一般財源の主たる税収が減る見込みで財政再建も道半ばと考えるが、本市の財政運営にどのようなバランスで取り組む考えか伺う」との質疑に対し、「社会・経済状況の変化が早く、行政が対応を迫られる新たな事案が今後発生することが予想される。このような状況でも、歳入と歳出の均衡を図りながら予算編成に当たらなければならないが、市民要望にはできるだけ対応していきたい」との答弁がありました。

次に、「人口減少を抑制するため、移住・定住促進施策を推進しているところであるが、その前段として、本市に関心を持ってもらうために取り組んでいるロケツーリズムの今後の展開は」との質疑に対し、「ロケツーリズムは、シティプロモーションの中心となる取り組みであり、観光施策においても効果が期待できる。また、来年にはオリンピック・パラリンピックが開催されることから、インバウンド効果が期待できる作品にかかわれるよう、商工会議所や市観光協会等の関係各機関と連携を図りながら取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「景気がいまだ回復していない状況や毎月勤労統計調査の不正の発覚を受け、市政運営、予算編成にどう取り組むのか」との質疑に対し、「景気対策において市単独でできることは限られているが、引き続き移住・定住を進める地方創生施策や企業誘致等の商業振興施策を推進するとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという財政運営の基本理念に基づき、事業の選択と集中を行っていく。勤労統計データの不適切な取り扱いに関しては、本市の施策への影響はないものと捉えているが、国の動向を注視していく」との答弁がありました。

次に、「日本全国で毎年自然災害が発生している状況下、本市においても、発災した場合に備え、災害対策コーディネーターの養成事業等を実施しているが、平成31年度の計画は」との質疑に対し、「平成31年度は自主防災組織のリーダー育成を図る講習会、研修会の開催を予定している。その後も、各種養成、育成講習会等を計画的に実施し、災害時の対応力の強化を図っていきたい」との答弁がありました。

次に、「次期総合計画について、どのようなまちづくりを目指すのか」との質疑に対し、「人口減少がさらに進む中、医療体制の充実や中心市街地の活性化に取り組み、財政においては債務残高を着実に減少させるなど、現状を踏まえ、諸課題に対処し、持続可能なまちづくり

の実現を図っていききたい」との答弁がありました。

次に、「新市民会館建設に当たり、平成31年度にPFI方式の導入について検討していくとのことだが、現在、PFIで建設している新学校給食共同調理場の経費と合わせると多額の支出が想定され、財政の硬直化につながると危惧するが、見解を伺う」との質疑に対し、「新学校給食共同調理場の建設により新たに増額となる経費は年間約1億円、新市民会館については年間約3億円の、計4億円の支出増となり、経常収支比率が95%を超える見込みであることから、新市民会館建設については慎重に進めていく」との答弁がありました。

次に、「職員の時間外勤務が、特別な事情がある場合や時期的なもの以外に常態化しているようにも伺うが、4月から時間外勤務の上限時間が設定されることに伴い、人事管理も含め、人員配置にどのように取り組む考えか」との質疑に対し、「部署によっては各事業の執行状況により事務量が多くなり、時間外勤務が増えていることは把握しているので、組織の変更や職員配置、職員数の適正化に努めていく」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの意見、要望、指摘がなされたところではありますが、結果として、平成31年度一般会計予算は、委員長を除く出席委員10名のうち賛成する者9名、反対する者1名で、賛成者多数により原案のとおり可決することと決定した次第であります。

以下、賛成者の附帯意見を要約して申し上げます。

1. 財政健全化を図りつつ、将来的な本市の活性化を見据えた予算編成に取り組まれない。
1. 財源確保に努めるとともに、「すべての市民が住んで良かったと思えるまち茂原」の実現に向けた予算執行に努められたい。
1. 将来に向けて人口増に結び付く前向きな事業の展開に努められたい。
1. 各事業内容を精査し、一層の財政健全化に努められたい。
1. 3か年実施計画に縛られず、柔軟な予算執行に努められたい。
1. 財政健全化に一層努めるとともに、市民要望への対応、市民サービスの向上に向けた予算執行に取り組まれない。
1. 今後の予算編成に当たっては、市民要望が十分反映できる手法の導入を検討されたい。

次に、反対者の意見を要約して申し上げます。

「大企業への多額の補助金支給、スマートインターチェンジ設置事業への予算を増額する一方で、中小企業への資金融資等に対する予算が乏しい。内水対策関連事業の継続や小中学校の空調設備設置等、評価すべき点はあるものの、全体として市民要望に十分応えているものでは

ないことから、本予算案には反対する」というものであります。

次に、今後の予算執行に当たり留意する事項として、各委員から当局に対し、多くの意見、要望がありましたので、以下、その主なものについて申し上げます。

1. 次期総合計画は、社会・経済情勢の変化に対応できるように短い計画期間で策定し、若い世代の意見も反映されるよう検討されたい。

1. 新市民会館建設については、近隣町村との広域的な建設手法の検討や将来的に過大な財政負担とならないよう建設基金に十分な額を積み立てた後、建設に着手するよう慎重に取り組みされたい。

1. 子育て世代の負担軽減策として、子ども医療費助成事業の入院費用の自己負担無料化を検討されたい。

1. 病児・病後児保育事業については、利用者のニーズを的確に捉え、市外の施設を利用した場合でも低額で利用できるよう検討されたい。

1. 増加傾向にある口腔がんの早期発見、早期治療に資する健診の開催日数の拡充に取り組みされたい。

1. 出産後に心身の不調や育児不安などで苦しんでいる方のサポートに努められたい。

1. 移住・定住促進のテーマである「カラフル&ナチュラル」のとおり、花と緑に満ちた活気のあるまちづくりに取り組みられたい。

1. 近隣自治体と連携して、イノシシ等、有害鳥獣の駆除、ジビエ化に取り組みられたい。

1. プレミアム付き商品券事業の実施に当たっては、市内の小規模事業者での使用が優先されるよう配慮されたい。

1. 茂原公園再生事業については、市民の意見に耳を傾けるとともに、専門家のアドバイスも受け、日本のさくら名所100選の誇れる公園として長寿命化に取り組みられたい。

1. 大規模地震が発生した場合に老朽化した橋梁が破損し交通が遮断されるおそれがあることから、早期に点検、補修を実施し、減災に努められたい。

1. 道路整備、排水施設整備、交通安全施設整備など、生活関連の住民要望に対しては、住民不安解消のため早期対応を図られたい。

1. 懸案である街路事業や茂原駅前通り地区土地区画整理事業については、予算を集中するなど、スピード感のある事業を展開に努められたい。

1. 地域公共交通の市民バス「モバス」、デマンド交通「ふれあい」については、近隣町村への運行も視野に入れ、利用者の便宜を図られたい。

1. スポーツ振興事業については、本市のPR、市民の健康寿命延伸にも寄与することから、参加者の増加に努められたい。

1. 小中学生は心身の発達期であることから、食生活の重要性を認識してもらう新たな事業の実施を検討されたい。

1. 小中一貫型教育については、本市では初めての取り組みであることから、十分な準備を講じられたい。

1. 借入金については、繰上償還が可能であれば積極的に活用し、有利な借り換えも検討し、財政運営の適正化を図られたい。

1. 本市での起業・創業者を増やすことは市税の確保に効果があることから、起業・創業支援策の拡充を図られたい。

1. 広域事業での精算金の取り扱いについては、構成町村と十分な協議に努められたい。

以上が、本予算審査特別委員会の報告であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（三橋弘明君） 次に、総務委員会委員長 田畑 毅君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 田畑 毅君登壇）

○総務委員会委員長（田畑 毅君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案5件について、3月1日の本会議終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第1号「平成30年度茂原市一般会計補正予算（第4号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1353万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ307億6838万8000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「4月の県議会議員の選挙において、初めて設置する共通投票所の内容は」との質疑に対し、「ショッピングプラザ・アスモ2階のカルチャールームにおいて、3月30日、31日及び4月6日の3日間、午前10時から午後7時まで期日前投票を行うものである」との答弁がありました。

次に、「道路・橋梁整備への国からの補助金が減額となっている理由は」との質疑に対し、「必要額について交付申請を行っているが、継続事業等への補助金交付決定が1割強程度と低

迷していることが原因である」との答弁がありました。

次に、「市民会館等建設基金は、どの程度まで積み立てるのか」との質疑に対し、「整備手法により総額に違いがあるが、年間3億円を目標に積み立てていきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「小中学校の空調設備の整備に当たり、買い取り方式及びリース方式のどちらを採用するのか。また、その整備時期は」との質疑に対し、「統廃合が予定されている二宮小学校、本納小学校、新治小学校についてはリース方式を採用し、その他は買い取り方式により整備する。また、整備時期について、現在委託している設計業務が来年度前半には完成するので、その後、速やかに設置工事を発注する予定である」との答弁がありました。

また、委員から、「はしかと同様に妊婦に重大な影響を与える風疹の予防接種の実施について、早期対応を図りたい」との意見や、「市民会館の建設に当たっては、資金計画を十分に検討されたい」との意見、「工事を伴う補正予算は、なるべく前倒しで計上されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第12号「茂原市民会館等建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」申し上げます。

本案は、茂原市民会館等を建設するに当たり、建設費用を基金として積み立てるため新たに条例を制定するものであり、採決の結果、議案第12号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第15号「茂原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

今回、改正の規定は管理職職員も対象となるのか、また、現在、基準を超える時間外勤務をしている職員数と、その改善策は」との質疑に対し、「管理職職員についても改正規定の対象とするものである。また、平成29年度において年間360時間以上の時間外勤務をしている職員は36人である。改善策としては、職員一人一人の意識改革や管理職による年間スケジュールの調整、担当業務の適切な配分により時間外勤務の減少に努めていく」との答弁がありました。

また、委員から、「時間外勤務の規制により、そのしわ寄せが管理職職員の過重労働につながるよう、人員配置に配慮されたい」との意見や、「職員の健康面に留意されたい」との

意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第15号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第16号「茂原市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「4億2000万円の基金の内訳は。また、今回減額する基金額は、必要に応じて増額することが可能か」との質疑に対し、「土地保有分が1億3929万円余と現金管理分が2億8070万円余となっている。また、基金額については、条例改正により増額が可能である」との答弁がありました。

次に、「本基金の他にも基金を取り崩しているが、その理由は」との質疑に対し、「監査委員からの指摘もあり、各基金の有効活用を図るため取り崩すものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第16号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第18号「茂原市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「本案は、本年10月からの消費税の増税を見込んだ改正であるが、増税がなされなかった場合に再度条例改正を行うのか」との質疑に対し、「消費税法の改正状況に応じて検討を行っていく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第18号については賛成者多数により可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（三橋弘明君） 次に、教育福祉委員会委員長 山田広宣君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 山田広宣君登壇）

○教育福祉委員会委員長（山田広宣君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案10件について、3月1日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第2号「平成30年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「諸収入の返納金の経緯と概要は」との質疑に対し、「平成26年に国が千葉県がんセンターに監査に入った際に、請求根拠がない、または請求に妥当性がない診療報酬の請求があったことが判明し、返納されたものである」との答弁がありました。

次に、「療養給付費等負担金償還金の概要は」との質疑に対し、「平成29年度の療養給付費等負担金で国から交付されたものを精算して国に返還するものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第3号「平成30年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「後期高齢者医療広域連合納付金の広域連合事務費負担金、保険基盤安定負担金の算定の根拠と減額の内容は」との質疑に対し、「広域連合事務費負担金については、電算委託料、人件費等を千葉県後期高齢者医療広域連合が千葉県内の被保険者数等により算出するもので、今回は電算委託料が減額となったことによるものである。また、保険基盤安定負担金についても、千葉県後期高齢者医療広域連合が算出するもので、今回、軽減対象者数が減となったことによるものである」との答弁がありました。

次に、「後期高齢者医療広域連合納付金の1316万円余の減額は、払い過ぎていたものが返還されるものか」との質疑に対し、「広域連合事務費負担金、保険基盤安定負担金は年度内で数回に分けて支払っているため、今後の支払い額が減になるものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第5号「平成31年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「納税コールセンター業務の概要と予算の算出根拠は」との質疑に対し、「納税コールセンターについては、現年度分国税等の収納率の向上及び累積滞納の未然の防止を目的に、納付期限を過ぎても納付の確認ができない方への電話による納付勧奨等の業務を行うもので、

税目が国保税の部分について按分し、43.18%を国民健康保険事業費予算にて予算計上するものである」との答弁がありました。

次に、「県支出金、保険給付費等交付金の3億4740万円余の減額の理由は」との質疑に対し、「被保険者数の減により療養給付費、高額療養費等が減となる見込みによるものである」との答弁がありました。

また、委員より、「基礎課税額に係る所得税額、均等割額及び平等割額の減額の改正はあったものの、一般会計からの繰り入れを増額し、税額を下げることは難しく、依然、国民健康保険税は高いことから、本案については反対である」との意見がありました。

次に、委員より、「国民健康保険被保険者以外の被保険者の立場からすると、国民健康保険税だけに市税を投入することは不公平と考える」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第8号「平成31年度茂原市特別会計介護保険事業費予算について」申し上げます。審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「地域密着型介護サービス給付費の本年度予算額が10億5448万円余で、前年度比3571万円の減額に対し、施設介護サービス給付費は前年度比で1億8100万円余の増額になっているが、片方が総額で片方が減額になっている背景にはどのようなものがあるのか」との質疑に対し、「地域密着型介護サービス給付費については、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護サービスにおいて、当初想定した増加に対し、実際の利用が下回ったため、予算ベースにおいて減額としたもので、施設介護サービス給付費については、長柄町における広域型施設の新規に開設等による利用者の増を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、「任意事業費の成年後見制度利用支援事業の概要は」との質疑に対し、「成年後見制度利用支援事業の主なものは、成年後見人への報酬を扶助するものであり、在宅の場合は2万8000円、施設入所の場合は1万8000円で、それぞれ8名分を見込んでいる。また、後見人には司法書士等の専門職が選任されている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第9号「平成31年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「後期高齢者医療広域連合納付金は平成30年度は減額補正しているが、平成31年度当初予算では増額となっている理由は」との質疑に対し、「後期高齢者医療広域連合納付金の各負担金については、千葉県後期高齢者医療広域連合の算定に基づき予算要求しているが、被保険者数の増加や新システムの入替等による費用の増によるものである」との答弁がありました。

次に、「後期高齢者医療保険料の普通徴収保険料が増額となっている理由は」との質疑に対し、「保険料額については、千葉県後期高齢者医療広域連合が2年に一度実施している保険料率算定に基づき予算要求を行っているものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第14号「茂原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「条例改正後、印鑑登録証明書はどのコンビニエンスストアで発行できるようになるのか」との質疑に対し、「全国の主要のコンビニエンスストア等、約5万4000店舗で発行可能となる」との答弁がありました。

次に、「住民票、所得課税証明書に関する改正はしなくてよいのか」との質疑に対し、「マイナンバー制度を開始するに当たり、マイナンバーカード所管の総務省が委託している地方公共団体情報システム機構（J-LIS）と市が認証業務の協定を締結しているため、改正は不要である」との答弁がありました。

次に、「コンビニエンスストア等でのカードの置き忘れによって、マイナンバーカードに格納されている個人情報の漏えいはないのか」との質疑に対し、「マイナンバーカードに格納されている情報は、カードと暗証番号で電子的な本人確認をするためのもので、住所、氏名、性別、生年月日の4情報のみであり、それ以上の個人情報は入っていない。また、カードの置き忘れ対策として、証明発行端末操作の中で、カードを外さないと次の画面に移らないようになっているので、置き忘れの心配はない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第14号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第17号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回の改正で国保税が減額になる方はどれくらいいるのか」との質疑に対し、「今回の改正で減額になる世帯は1万4200世帯、2万2000人程度を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、「今回の改正で税額が引き下げられることによる茂原市の予算全体の中での影響額は」との質疑に対し、「調定額で3700万円程度の減を見込んでいる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第17号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第19号「茂原市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「西陵中学校の跡地利用及び富士見中学校改修のスケジュールはどうなっているか」との質疑に対し、「西陵中学校の跡地利用については、今後、全庁的に検討、対応していく。また、富士見中学校については、第1期工事を平成31年度に、第2期工事を平成32年度に実施予定で、平成32年4月1日の統合に向け、統合準備委員会で準備を進めている」との答弁がありました。

次に、「統合は平成32年4月1日だが、今定例会で条例改正案を上程した理由は」との質疑に対し、「西陵中学校の廃止が平成31年度に行う国への交付金申請の条件であること及び跡地利用をスムーズに進めるためである」との答弁がありました。

また、委員より、「西陵中学校の跡地利用については、緑ヶ丘周辺住民のみならず、茂原市全体の住民の意見をよく聴取し、有効な活用をお願いしたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第19号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第20号「茂原市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「児童遊園の土地はどのように利用されるのか」との質疑に対し、「当該土地は地元の共有地であり、地元集会所として地元の管理のもと利用される」との答弁がありました。

次に、「児童遊園の将来的な利用について市はどのように考えるか」との質疑に対し、「児童遊園は市内に47カ所あるが、都市公園との兼ね合いも考慮し、不要なものは廃止し、必要なものは残していく」との答弁がありました。

また、委員より、「児童遊園については、都市公園も含め総合的な観点から子供や高齢者の居場所場所として検討いただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第20号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第21号「茂原市交通遺児及び母子家庭等奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「現在の奨学資金貸付の件数と金額は」との質疑に対し、「平成30年度当初で62名、2896万800円である」との答弁がありました。

次に、国、県の貸付事業のほうが市の事業よりも利用しやすいとのことだが、概要は」との質疑に対し、「県の貸付事業は、国が育英会として実施していたうち、高校生の部分が県に移管されたものであり、高校の窓口で奨学金の申請ができること、市の1万5000円に対し県は最大で3万5000円であること、貸付以外に給付の制度がある等の利便性がある」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第21号については賛成者多数により可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（三橋弘明君） 次に、建設経済委員会委員長 向後研二君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 向後研二君登壇）

○建設経済委員会委員長（向後研二君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案9件並びに陳情1件について、3月1日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第6号「平成31年度茂原市特別会計農業集落排水事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億198万2000円とするもので、対前年度比232万2000円で、0.6%の増とするものであります。

審査の過程において、「農業集落排水維持管理事業の業務委託料が減額された理由は」との質疑に対し、「計画策定業務委託料の減によるものである。平成30年度までの業務委託により

老朽化した施設の適正な修繕に向けた計画を策定したもので、平成33年度から改修を実施していく予定である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第6号は全会一致で可決することと決定しました。

次に、議案第7号「平成31年度茂原市特別会計駐車場事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7733万5000円とするもので、対前年度比15万6000円、0.2%の減とするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「指定管理者納付金が500万円増加した理由は」との質疑に対し、「協定書に基づくもので、指定管理者から提出された収支計画書により、平成30年度は3000万円、平成31年度から34年度までは3500万円の納付金とされている」との答弁がありました。

次に、「利用者が増えているようだが、追加での納付金はないのか」との質疑に対し、「収支計画書の金額を上回る収入があった場合、その2分の1を納付していただくことになっているが、平成30年度は該当しない」との答弁がありました。

以上、審査の経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号は全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第10号「平成31年度茂原市下水道事業会計予算」について申し上げます。

本案は、収益的収支では収入を13億4696万6000円、支出を12億6435万9000円とし、資本的収支では収入を10億1323万9000円、支出を15億281万1000円とするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「この3月で策定されるストックマネジメント計画を受けて、平成31年度予算にどのような内容が反映されているのか」との質疑に対し、「ストックマネジメント計画では、管渠施設を50年、処理場やポンプ場を30年でワンサイクルとする長期的計画と、既に実施した調査結果をもとに5か年で実施する補修箇所及び内容について、単年度ごとに取りまとめた第1期計画を策定した。平成31年度には、第1期計画に基づき、32年度以降に着手する管渠や処理場、ポンプ場それぞれの実施設計を行う」との答弁がありました。

次に、「他会計負担金、他会計出資金の合計が従来的一般会計からの繰出金と捉えてよいか。そうだとすれば、下水道会計の繰り出し基準の額と比べてどうか」との質疑に対し、「他会計負担金、他会計出資金の合計が一般会計からの繰出金であり、基準額と一致する」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第10号は全会一致で可決することと決定しました。

次に、議案第11号「茂原市森林環境整備基金条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本市の森林の面積や林業就業者数、基金設置の額は」との質疑に対し、「本市の森林面積は、農林業センサスによると1699ヘクタールとなっている。林業就業者数は9名、基金の額は、平成31年度予算額452万5000円としているが、若干の減額が見込まれる」との答弁がありました。

次に、「市の役割は」との質疑に対し、「まずは森林所有者に管理方法の意向調査を行い、間伐をするのか、消毒をするのかなど、森林整備計画を平成32年度に策定し、整備していく」との答弁がありました。

次に、「森林環境譲与税の配分方法は」との質疑に対し、「平成36年から課税される森林環境税を、私有林、人工林の面積や林業就業者数、人口などで按分し、前倒しで配分される」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号は全会一致で可決することと決定しました。

次に、議案第13号「茂原市空家等の適切な管理に関する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本市に空き家はどれくらいあるのか」との質疑に対し、「平成25年の総務省統計局の調査では、市内に8270戸の空き家があるものの、特定空家等は存在しない」との答弁がありました。

次に、「今後は、特定空家等に該当する場合は、この条例で措置を講じるのか」との質疑に対し、「基本的には、条例ではなく国の法律により実施していく。建築課にて相談を受け、判断基準に基づき、職員が特定空家等に認定し所有者に指導、助言を行い、それでも改善が見られない場合は、茂原市空家等対策協議会に諮り、勧告、命令を行い、最終的に代執行となる。条例により措置を講じるケースとしては、通学路に面した空き家等のスズメバチの巣の撤去や、風で飛んでしまう危険性のある空き家等のトタン屋根の補強など、緊急性を有する軽微なものである」との答弁がありました。

次に、「所有者が不明の場合の費用負担は」との質疑に対し、「相続財産管理人を設定するか、略式代執行で行う。相続財産管理人を設定する場合は、その後、第三者へ売却されれば市

の負担も減るが、略式代執行となれば全額が市の負担となる」との答弁がありました。

また、委員より、「条例中に用語の定義をわかりやすく明示してはどうか」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第13号は全会一致で可決することと決定しました。

次に、議案第22号「茂原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「現行と改正後での金額の差異は」との質疑に対し、「2790万円、11.5%の減となる」との答弁がありました。

次に、「県の条例に合わせる理由は」との質疑に対し、「県の単価は国の算定方式に基づき算出しており、占用料の基礎となる道路価格についても、県内の固定資産税評価額や道路の造成費用等の調査結果をもとに算定しているため、適正と認識している。市内の国県道との整合性や近隣市町村との均衡を図るためにも改正しようとするものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第22号は全会一致で可決することと決定しました。

次に、議案第23号「茂原市準用河川占用料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「現行と改正後での金額の差異は」との質疑に対し、「123万7000円、45.3%の減となる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第23号は全会一致で可決することと決定しました。

次に、議案第24号「茂原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「現行と改正後での金額の差異は」との質疑に対し、「28万円、34.9%の減となる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第24号は全会一致で可決することと決定しました。

次に、議案第25号「茂原市道路線の認定について」申し上げます。

本案は、市民の一般交通の利便性を図るため、建築課の道路調査に基づく9路線、開発に伴

う3路線の合計12路線、1213メートルの認定をしようとするものであり、採決の結果、議案第25号は全会一致で可決することと決定しました。

次に、陳情第1号「市道拡幅に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「大型車の通行もあり危険なため、地権者の同意も得られてきているようなので早期に拡幅してはどうか」との質疑に対し、「3か年実施計画で残ってしまっているほかの事業と整合性を図りながら予算要求していく」との答弁がありました。

次に、「通学道路として危険な箇所がほかにどのくらいあるのか」との質疑に対し、「平成24年度に通学路緊急点検を実施し、その後も教育委員会を中心に通学路点検を行っている。市内に240カ所余りあったが、そのうち58カ所の対策が未実施となっている。今回の陳情の道路は通学路点検の箇所に含まれてはいないため、教育委員会とも連携を図りながら、他の道路整備とあわせ検討していく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第1号については全会一致により採択することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わりにいたします。

○議長（三橋弘明君） 以上で、各委員長長の報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後1時59分 休憩

☆ ☆

午後2時10分 開議

○議長（三橋弘明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

（1番 飯尾 暁君登壇）

○1番（飯尾 暁君） 日本共産党の飯尾 暁でございます。反対討論を行いたいと思います。

反対する案件は、議案第4号「平成31年度茂原市一般会計予算」、議案第5号「平成31年度

茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」、議案第8号「平成31年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」、議案第9号「平成31年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」、議案第11号「茂原市森林環境整備基金条例の制定について」、議案第14号「茂原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第18号「茂原市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例の制定について」、議案第21号「茂原市交通遺児及び母子家庭等奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について」にそれぞれ反対し、その理由を述べます。

初めに、議案第4号「平成31年度茂原市一般会計予算」でございます。

予算編成に当たる当局の姿勢は、数年間変わらないアベノミクス肯定論に裏付けられた庶民感覚とは乖離したものとなっております。大企業優遇策により企業収益は向上したものの、消費税増税による実質賃金の低下、年金が減らされ働かざるを得なくなった高齢者、高すぎる学費、生活費のため稼がないと生きていけない高校生や大学生などの就労、家計消費の落ち込みなど、景気回復など庶民にとっては実感されるものではなく、景気回復論は明らかに誤りであり、むしろ景気の足踏みが長期化しているというのが現状です。

現実を見ない経済認識の上立つ予算編成では、住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方自治の役割は果たせません。空前の利益を上げる大企業や一部の資産家に能力に応じた負担を求めながら、富の再分配を行うのが政治の大きな役割です。今まで行われてきた本市施策の特徴でもある大企業への補助金満額支給は、その対象先は業績不振、現在まで雇用や地域経済の発展に寄与したらどうかも厳しく問われなければならず、当該年度では、この大型補助金支給は終了しましたが、その原資があるなら、中小企業への資金融資策、農業予算では飼料用米生産への支援の増額、自主財源投入の中小企業者等振興総合支援事業、起業・創業支援事業の継続などに充当すべきであります。

しかし、それらの予算規模は小さく、中小企業の振興、耕作放棄地の解消や担い手支援策も独自性に乏しいものとなっております。生活保護世帯の高どまり、その他の要因に伴う民生費の増大が示すように、困窮する市民が多数存在します。介護や障害福祉に関しても、本市独自の負担軽減策、サービス向上が望まれます。財政調整基金の繰り入れは、市民生活支援、負担軽減にこそ使用されるべきであります。

都市建設部門では、災害対策としての内水対策関連事業への予算投入は評価されますが、道路・橋梁維持修繕、いわゆる街路事業などの予算削減、スマートインターチェンジへの予算増額投入など、必要な公共事業の縮小に対して不要不急の開発事業が優先されています。

また、教育部門では、小中学校の空調設備設置が予定され、設置の時期については、異論は

あろうかと思われませんが、とにかく実施されることになり、住民要望に応えたもので評価されるものであります。

学校再編事業に関しましては、そもそも問題のある実施計画ですが、それにも矛盾し、検証も不十分な小中一貫校設立への前のめりの姿勢など、いま一度考え直すべきときです。基金取り崩し、基金の積み立てが可能なら、国保財政への繰り入れや生活困窮者や若者定住策としての公営住宅の活用による支援、思い切った価格所得補償での農業生産者支援、業者の雇用維持、増大、住宅リフォーム助成などの支援が必要であります。誤った経済分析の上に立った予算編成は戒められるべきで、国の悪政による市民生活の困窮に対し、その懐を温める政策が今最も期待されるべきではないでしょうか。以上が、反対の理由でございます。

続きまして、議案第5号「平成31年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」であります。

国民健康保険制度は、国民の4分の1が加入し、公的医療保険として重要な役割を担っています。しかし、国保加入世帯の平均所得が下がっているのに1人当たりの国保税は上がり続け、高すぎる保険税に悲鳴が上がっております。国保には事業主負担がなく、国庫負担で保険制度を支えてきました。ところが、自民党政権は国庫負担率を引き下げ、その後も抑制し続けてきました。

一方、国保加入者は以前のような農林漁業者や自営業者が激減し、無職や非正規雇用が8割近くになるなど、低所得傾向が進んでいます。国の責任交代とともに加入者の貧困化の進行によって引き起こされた国保の構造的危機を打開するには、国庫負担を増やす以外に道はありません。加えて、昨年からは国保の財政運営が市町村から都道府県に移行されました。一般会計からの繰り入れなど、市町村独自に取り組んできた軽減策をやめさせ、その分を加入者に負担させようとしています。滞納者から無慈悲に保険証を取り上げたり、強制的な差し押さえも激増しています。茂原市では、昨年度に引き続き国保税引き下げの議案が計上され、評価される面もありますが、保険税の負担軽減には及んでおりません。

日本共産党は、異常に高い国保税を中小企業の労働者が加入する協会けんぽの保険料並みに引き下げることが打ち出しました。そのために不可欠なことは、均等割など国保にしかない仕組みの廃止であります。均等割では、世帯人数が増えるごとに負担が増えるため、子供の多い世帯などを直撃し、子育て支援に逆行していると批判されています。人頭税のようなやり方は時代錯誤です。公費を1兆円投入すれば、均等割などをやめさせることができます。所得に応じた保険税の負担を実現する改革が急務であります。国保税の引き下げは、社会の公平、公正を確保する上でも緊急の課題です。そのためにも国、県の支援はもとより、茂原市においても

一般財源からの繰り入れや市独自の軽減策拡充を強く要求し、本案件に反対するものであります。

続きまして、議案第8号「平成31年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」でございます。

介護保険も、今年度から7期目の制度見直しが行われ、保険料の引き上げをはじめ、利用料も2割から3割負担が実施されました。もともと介護保険は、2000年の制度発足以来、サービス利用負担は10年以上にわたって原則1割負担が続いてきました。その原則を取り崩し、2割負担導入の際も、2割負担になるのは余裕のある人たちという都合のデータを捏造、これが発覚し大問題になったにもかかわらず、負担増を強行してきたのが安倍政権であります。2割負担実施後に認知症の人と家族の会が行った調査では、生活が成り立たなくなるなどの意見が相次ぎ、介護施設を退所せざるを得ないという悲痛な声も寄せられています。また、厚生労働者の委託調査でも、2割負担の利用者で介護サービスを減らした人の35%が介護のかかる支出が重いことを理由に掲げていることから、その影響は深刻であります。

軽度者についても深刻です。既に要支援1、2の訪問通所介護が介護給付費から外され、市町村が実施する総合事業に丸投げです。国の責任後退で、自治体によっては専門職によるサービスを無資格者に置き換えたり、担い手となる事業者がいないなどの矛盾が次々と噴出しているのが実態です。茂原市でも総合事業を請け負うのは3事業所、そして利用者は2名と広がっていないのが現状です。

さらに、19年度には要介護度1、2までも総合事業に移行することが検討されるなど、無謀というほかはありません。安倍政権が強行した相次ぐ改悪は、特別養護老人ホームの入所条件を要介護度3以上に厳格化するなど、軽度者切り捨てが際立っています。軽度者が必要なサービスが利用できなくなれば、早期に適切な支援が受けられなくなり、重症化を招く事態を広げる危険があります。利用者と家族の安心を脅かす改悪は、直ちに中止すべきです。

介護保険料を負担しながら、いざというときに使えない制度では、国民の信頼は得られません。安心の介護の仕組みを拡充することを強く求め、本案件には反対するものであります。

続きまして、議案第9号「平成31年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」でございます。

75歳以上の高齢者を年齢で機械的に区切り、1つの医療保険に無理に囲い込む制度は、保険料アップが繰り返されるなど、弊害と矛盾が深刻であります。公的医療への国の財政支出削減を狙う医療構造改革の柱に位置付けられ、自公政権によって導入が強行され、現在に至っています。後期高齢者医療制度は75歳以上の人口が増えるほど保険料アップにつながる仕組みとな

っており、値上げの傾向に歯どめがかかりません。年金から天引きされる保険料の重さが、暮らしを圧迫していることは明らかであります。

年金天引き対象外の低所得者の保険料滞納も深刻です。滞納者は毎年20万人以上で推移、滞納が続き、有効期限が短い保険証を交付された人は2万人を超えています。茂原市でも1万3670人の後期高齢者の中で滞納者は274人、これは1月末の統計でございます。短期保険証の交付人数は66人、これも同様に1月末です。となっております。お金が払えず、安定して医療にかかれない実態は問題であります。

重大なことは、安倍政権が2019年度から、低所得者が対象の保険料の特例軽減措置の9割、8.5割を見直し、縮小する方向であります。さらに、医療の窓口負担は原則1割負担を、現役並み所得者には3割負担と負担増が目白押しになっております。病気になりがちな一方で、収入が少なく暮らしが不安定な人が多い75歳以上を1つの保険に集めて運営する制度そのものにこそ無理があります。

厚生労働省幹部も、制度開始時、やっつけの5年くらいと公然と発言していました。問題だらけの差別的な制度は速やかに廃止し、もとの老人保健制度に戻せば、75歳過ぎても国保や健保などから切り離されず、際限のない保険料の仕組みをなくすことができます。長生きした人たちにづらい思いをさせる医療制度は、全ての世代にとって不幸であります。

消費税増税が社会保障充実のためという口実も成り立ちません。大企業や富裕層に応分の負担を求め、不要不急の大型開発や軍拡を見直し、生活密着、地域循環型に公共事業転換するなどで財源を確保し、安心して長生きできる社会保障の再生、拡充への転換を強く求めて、本案件には反対するものであります。

続きまして、議案第11号「茂原市森林環境整備基金条例の制定」でございます。

この措置は、自然条件が悪く採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度をつくり、森林環境税を創設して、2024年度から課税、国民1人当たり年間1000円の住民税を上乗せして徴収、これを地方固有の財源として、課税に先立って市町村での森林環境譲与税を創設、本市でもこれを財源に基金を積み立てるというものであります。

また、森林を整備して温室効果ガス排出削減の目標達成に資することも、その大きな目的とされています。この森林環境税創設には二重の問題があります。

まず、森林の荒廃を招いたのは1964年の木材輸入の自由化による海外産の安価な木材の流入に対しての対策を怠り、林業を衰退させてきた責任は歴代政府にあります。森林の所有者が林業経営に積極的になれない背景には、輸入自由化で木材価格が下落し、契約悪化の状況がさら

に進行している実態があること、また、この税負担を企業には負担させず個人が負担するとして、家計部門にだけその負担を求めるものになっていること、環境対策で重視される汚染者負担の原則からしても、汚染元の大部分を占める企業負担がないことは非常に不公平と言わざるを得ません。温暖化対策というなら、世界で急速に進められている自然エネルギーの開発に学び、原発ゼロを決断し、農山村に豊富にあるエネルギー資源の積極的な活用を地域経済や雇用確保の重要な柱として位置付けることで、森林保全や林業振興の新たな道に結び付ける可能性も追求すべきであります。

環境税というなら、二酸化炭素の排出量に着目した汚染者負担の原則や温室効果ガスの排出抑制効果も考慮して、個人以外にも負担を求めるべきであります。森林の管理、育成は国の一般会計による森林予算や地方交付税で保障されるべきであり、市民負担の上に成り立つ譲与税に基づく基金創設には賛成できません。

続きまして、議案第14号「茂原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定」であります。

本案件は、マイナンバーカードを使用することで住民票や印鑑証明をコンビニで取得できるという条例改正です。簡単な操作で、市役所に行かなくても各地域にあるコンビニで時間を問わずすぐ取得できるという、住民にとって大変なメリット論があるとうたわれております。マイナンバーカードの全国の普及率は12.2%、このカードを作成するかどうかは個人の任意の判断であります。持っていないくても、諸手続きに全く支障はありません。むしろマイナンバーと生年月日、顔写真、個人情報と蓄積できるICチップが一体となっているカードを持ち歩くほうが、盗難や紛失のリスクを高めます。カードを申請しない国民の懸念や不安は当然です。

茂原市においても、マイナンバーカードの普及率は12.04%、県の13.84%と比べても低い状況です。この状況を打開するために、全国で取り組まれているのがコンビニ交付です。この事業導入には280万8000円の費用が予定され、その後は維持管理費として年間約500万円かかるとされています。この事業に対して、国は初期投資をはじめ3年間の維持管理に経費を半分持つこととなっています。しかし、国が出すのは国民の税金です。身分証明書では運転免許証や健康保険証で足りています。それなのに、なぜ多額の交付金をかけてまで普及を行わなければならないのでありましようか。

マイナンバー制度は、国民の税と社会保障の情報を国が掌握し、徴税強化や社会保障給付の抑制の手段に使うことが、その導入の狙いであります。国民の行動や思想を監視されかねないことへの不安と、警戒の声も上がっています。問題だらけで危険なマイナンバーの仕組みを徹底検証し、制度の凍結、中止、廃止を含めた見直しをすることこそ、今必要であります。

以上の点から、この案件に反対するものであります。

続きまして、議案第18号「茂原市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例の制定」であります。

消費税率が10月から10%に引き上げられることを理由に、本市の公共施設の使用料にその引き上げ分を上乗せするというのが、今回の条例改正であります。安倍政権のもと、貧困と格差が広がっています。家計消費は25万円減、実質賃金は19万円減となっています。特に2014年に消費税が5%から8%に引き上げられてから、消費不況が顕著です。一方、億万長者の富の増加が際立っています。

このことでの政府調査でさえ、生活が苦しいとの回答は56%にも上り、8%増税後の消費税をなくす会の調査では、生活が苦しくなったと83.5%の方が答えています。市民の多くが景気回復の実感はなく、さらに10%への消費増税となれば、今度こそ経済の底が抜けてしまいます。

消費税増税や物価の上昇により市民生活の厳しさを増す中で、この使用料の値上げをすれば市民の活動にブレーキがかかり、市民力、地域力が停滞し、特に高齢者にとっては出かける機会が少なくなり、健康保持に対する影響も懸念されます。何よりも消費税増税という国の悪政に対して、その非をただすことなく、市民の暮らしの悪化を増幅する今回の公共施設使用料の引き上げを行うことはやめるべきです。市民の懐を温める政策に反する今回の料金引き上げには、賛成できません。

続きまして、議案第21号「茂原市交通遺児及び母子家庭等奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本案件は、茂原市の交通遺児や母子家庭の子女で、高校などに入学するため学資の貸与を行う条例であります。基金額は5400万円、この基金額を奨励金の申請が、高校授業料が無償化された2010年度以降、申請者が減ってきて、17年、18年度には全くなくなったとの理由で基金額を3000万円前に削減する改正案であります。基金総額を3000万円に削減しても奨学金の貸付は、これまで最も申請の多かった4名までは暫定的に運用ができるものとして設定したとの説明がありました。奨学金制度は、貧困と格差がますます拡大している中、経済的な理由で就学に困窮している家庭にとってはなくてはならない制度であり、現在、全国の自治体で独自の返済不要の給付型奨学金の創設を求めるなど、その拡充に向けた取り組みが広がっています。

これらを支えてきたのが、多くの国民の願いと要求実現への活動であります。茂原市の奨学金貸付制度は、他の奨学金と比べ、交通遺児や母子家庭と大きなハンデを持っている子供の奨学金です。そうであるなら、安易な削減への道ではなく、申請者がいなくなったのであれば、

もっと借りやすいルールをつくり、さらに返済不要の給付制にするなど、充実に向けた制度改正こそが求められるものであります。

以上のことから、本案件に反対するものであります。

以上を申し述べまして、今申し上げました案件に対する反対討論といたします。

○議長（三橋弘明君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第4号「平成31年度茂原市一般会計予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成31年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「平成31年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「平成31年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「茂原市森林環境整備基金条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「茂原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「茂原市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「茂原市交通遺児及び母子家庭等奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、他の議案については、一括採決します。議案第1号から第3号、第6号から第7号、第10号、第12号から第13号、第15号から第17号、第19号から第20号、第22号から第25号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第3号、第6号から第7号、第10号、第12号から第13号、第15号から第17号、第19号から第20号、第22号から第25号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情について採決します。

今定例会に付議されました陳情は1件であります。

陳情第1号「市道拡幅に関する陳情」については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、陳情第1号は採択することに決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三橋弘明君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案並びに陳情の総括審議

○出席議員

議長 三橋弘明君

副議長 中山和夫君

1番	飯尾 暁君	2番	石毛隆夫君
3番	岡沢 与志隆君	4番	大柿 恵司君
5番	平 ゆき子君	6番	向後 研二君
7番	杉浦 康一君	8番	はつたに 幸一君
9番	小久保 ともこ君	10番	田畑 毅君
11番	山田 広宣君	12番	前田 正志君
13番	金坂 道人君	15番	山田 きよし君
16番	細谷 菜穂子君	17番	鈴木 敏文君
18番	ますだ よしお君	20番	竹本 正明君
21番	常泉 健一君	22番	市原 健二君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	豊 田 正 斗 君
教 育 長	内 田 達 也 君	総 務 部 長	中 村 光 一 君
企 画 財 政 部 長	鶴 岡 一 宏 君	市 民 部 長	三 橋 勝 美 君
経 済 環 境 部 長	山 本 丈 彦 君	都 市 建 設 部 長	大 橋 一 夫 君
教 育 部 長	久 我 健 司 君	総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	内 山 千 里 君
企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱)	麻 生 新 太 郎 君	企 画 財 政 部 次 長 (市民税課長事務取扱)	吉 田 茂 則 君
市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	田 中 正 人 君	福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	関 屋 典 君
経 済 環 境 部 次 長 (商工観光課長事務取扱)	地 引 加 代 子 君	都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	秋 山 忠 君
都 市 建 設 部 次 長 (建築課長事務取扱)	渡 辺 修 一 君	教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	斎 藤 洋 士 君
職 員 課 長	平 井 仁 君	財 政 課 長	木 島 成 浩 君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	山 田 隆 二
主 幹	中 田 喜 一 郎
局 長 補 佐	鶴 岡 隆 之

○議長（三橋弘明君） これをもちまして、平成31年茂原市議会第1回定例会を閉会します。
長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでございました。

午後2時42分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年4月16日

茂原市議会議長 三 橋 弘 明

茂原市議会副議長 中 山 和 夫

茂原市議会議員 小久保 ともこ

茂原市議会議員 田 畑 毅